

令和3年度千葉県飼養衛生管理指導等計画

〔 令和3年4月1日
千葉県公表 〕

はじめに

- (1) 本計画は、家畜伝染病予防法第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- (2) 本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度とする。
- (3) 本計画については、国内外における家畜伝染病の発生の状況の変化や科学的知見及び技術の進展等があった場合には、隨時見直す。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 千葉県の畜産業の現状

- (1) 千葉県の畜産業は、昭和35年以降、農業の選択的拡大によって家畜飼養頭羽数は急激な伸びを示し、なかでも土地制約が少なく輸入飼料への依存度が高い豚・鶏は飛躍的に増加した。なお、1戸当たりの飼養頭羽数については、規模拡大が進み、大規模・企業的畜産経営が生産の多くを占めている。地域的には、県北部で豚、鶏及び肉用牛(肥育牛)が多く、県南部で乳用牛及び肉用牛(繁殖雌牛)が多く飼養されている。特に県北東部の海匝地域は、頭羽数で豚が県全体の約5割、肉用牛が約4割、鶏が約3割のシェアがあり、大産地を形成している。家畜飼養頭羽数からみた全国的位置(平成30年2月1日現在)は、乳用牛が第6位及び肉用牛が第18位、豚が第4位、採卵鶏が第2位となっており、全国有数の畜産県として位置付けられている。
- (2) 近年は、高齢化、後継者不足等により小規模経営を中心に離農が進む一方、規模拡大が進んでいる状況である。しかしながら、依然として、小規模経営も多数存在している。
- (3) 家畜衛生に関しては、大規模経営における飼養衛生管理基準の遵守が進む一方、小規模経営においては、疾病発生予防の概念の不足、限られた労働力等から、飼養衛生管理基準の遵守が不十分である事例が散見される傾向にある。
- (4) 飼養衛生管理の実施については、特に小規模経営においては、経営体ごとの経営力、リスク等に応じた対応が必要である。
また、大規模経営においても、飼養頭数の増加に伴い、複数の衛生管理区域で飼養を行う事例や、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人も含めた従業員を雇用して飼養衛生管理を行う事例が増加しており、そのような体制への対応が必要である。

(5) また、飼料運搬業者、死亡獣畜運搬業者など複数の畜舎及びその敷地に出入りする者、家畜市場など家畜を集合させる催物の開催者、と畜場など家畜の集合する施設の所有者その他の畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）の活動は、畜産業にとって必要不可欠なものとなっている中、近年の関連事業者の規模拡大と広域化は、畜産業の生産性を向上させる一方で、ひとたび疾病が発生した際には広域的な感染拡大のリスクも有している。

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

(1) 概要

家畜の所有者における飼養衛生管理基準への理解の不足については、一部に行政からの情報が十分に伝わっていない者がおり、家畜衛生情報を適時・適切に伝える体制づくりが必要であるほか、家畜の所有者による自己点検と家畜防疫員等による確認結果のフィードバックによるP D C Aサイクルの頻度の不足が課題となっている。

また、小規模経営を中心に高齢化が進行し、衛生設備への投資の消極性や労務負担の増加への対応の困難性が課題となっている。

なお、一部の家畜の所有者においては、家畜保健衛生所の立入りに対して、伝染性疾病の侵入リスクと捉える状況が認められている。

指導者については、家畜防疫員間でも指導内容の水準にバラつきが認められるため、指導力の高位平準化が必要であり、また、疾病ごとの症状の特徴、病原体の生残性、適正な消毒薬の使用方法といった獣医学的知見に加え、病性鑑定結果、飼養衛生管理状況、投薬状況等のマクロ及びミクロのデータに基づく効率的・効果的な指導の実践が期待されている。

(2) 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題								
牛等	<ul style="list-style-type: none">ヨーネ病については、件数は少ないものの継続的に発生している。<table border="1"><tr><td></td><td>28年</td><td>29年</td><td>30年</td></tr><tr><td>発生頭数</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr></table>牛伝染性リンパ腫については、近年増加傾向がみられる。		28年	29年	30年	発生頭数	1	1	2	<ul style="list-style-type: none">本病は、発症まで数ヵ月から数年間、明確な症状を示さないという不顕性感染を特徴とする。本病には、治療法やワクチンはなく、子牛の初乳管理や親子分離飼育、導入時の陰性確認や、ヨーネ病対策要領で自主淘汰の対象としている患畜と疫学的に関連が高い牛等の早期更新等を徹底することに加え、日々、飼養衛生管理基準の遵守により衛生的な飼養環境を維持し、農場内でのまん延を防ぐことが重要である。本病には、治療法やワクチンはなく、ウイルスを含む血液や乳汁を介して感染することから、衛
	28年	29年	30年							
発生頭数	1	1	2							

		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>28年</th><th>29年</th><th>30年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生頭数</td><td>37</td><td>116</td><td>179</td></tr> </tbody> </table>		28年	29年	30年	発生頭数	37	116	179	生対策ガイドラインに基づき、注射針や直検手袋を介した人為的な伝播を引き起こす行為を排除するとともに、初乳の加温や凍結処理、吸血昆虫による機械的伝播防止のためのネットの設置や感染牛の分離飼養等、家畜の飼養農場における感染防止の対策を徹底することに加え、飼養衛生管理基準の遵守により衛生的な飼養環境を維持し、農場内のまん延を防ぐことが重要である。
	28年	29年	30年								
発生頭数	37	116	179								
豚等	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱については、飼養豚及び野生いのししにおいて県内での発生は確認されていない。 ・PEDについては、一時期減少していく発生件数が増加傾向にあり、継続的に発生している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>28年</th><th>29年</th><th>30年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生頭数</td><td>7,504</td><td>3,166</td><td>3,150</td></tr> </tbody> </table>		28年	29年	30年	発生頭数	7,504	3,166	3,150	<ul style="list-style-type: none"> ・本病は、平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認され、令和2年9月現在、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県の豚及びいのししの飼養農場において発生が確認されている。また、野生いのししにおいても、同病ウイルスが侵入し、感染区域が拡大、広範囲における発生リスクが高い状態が継続している。このため、令和2年2月以降、飼養豚への豚熱の予防的ワクチン接種を開始している。 ・本病は、平成25年10月に我が国で7年ぶりに発生が確認され、防疫マニュアルに基づく消毒の徹底やワクチンの使用により発生が減少していたが、平成30年9月から令和元年8月に関東を中心に発生数が増加した。ワクチン接種率は近年低下しており、本病による子豚の死亡増加の一因とも考えられる。このため、ワクチンの適正使用を進めるとともに、畜舎の出入口での消毒や衣服の更衣等の飼養衛生管理基準の遵守を徹底するなど、改めて防疫マニュアルに基づく対策を徹底することが重要である。 	
	28年	29年	30年								
発生頭数	7,504	3,166	3,150								
家きん	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザについては、令和2年12月にいすみ市で発生が確認され、令和3年2月までに横芝光町、匝瑳市、旭市、多古町の5市町で11例の継続した発生があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本病は、令和2年11月に2年ぶりに発生が確認され、令和2年12月11日現在で9県22事例が継続した発生があった。野鳥において同病ウイルスの保有が多数確認される期間は、家きんにおける同病の発生リスクも高いことが示唆されていることから、ウイルスを家きん舎内に持ち込まないための対策が必須である。 									

馬	<p>・馬インフルエンザについては、平成 19 年 10 月に船橋市で発生が確認されて以降、県内での発生はない。</p>	<p>・繁殖や競技のために国内外の移動があることから、各種器具・機材の消毒の実施及びインフルエンザ、破傷風等に対する適切なワクチンの接種が重要である。また、遠隔地での疾病的発生状況を考慮しながら、輸送前後の健康観察、衛生的な飼料の給餌、定期的な厩舎の清掃・消毒等を実施し、飼養衛生管理基準の遵守徹底を図ることが重要である。</p>

(3) 各主体における課題

家畜の伝染性疾病の発生予防のためには、輸出入検疫による海外からの家畜の伝染性疾病の病原体の侵入防止及び野生動物等におけるまん延防止の徹底とともに家畜の飼養農場における病原体の侵入防止の取組の徹底が重要である。

このため、法の規定に基づく家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置に加え、家畜保健衛生所の体制整備、家畜防疫員の確保及び育成等、家畜衛生に関する多様な対策を総合的に実施していく必要がある。特に、飼養衛生管理基準は、家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において基本として守るべき基準であり、その遵守は、家畜の伝染性疾病の発生予防の最後の砦が、衛生管理区域への当該伝染病の病原体の侵入を防止し家畜への感染を防ぐことにあることから、最も重要な発生予防対策の一つである。

これらのことから、家畜衛生に携わる主体ごとに、次のとおり、それぞれの役割を自覚し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底することにより、家畜の伝染性疾病の発生予防に万全を期していくことが必要である。

- (1) 家畜の所有者は、家畜の適正な飼養衛生管理が畜産経営の基本であるとともに、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、近隣の家畜の飼養農場や関連のある家畜の飼養農場等に損害を与える可能性があるという性質上、その営農活動に伴い、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止について第一義的責任を有していることから、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、飼養衛生管理基準の遵守を徹底する。
- (2) 県は、当該地域の過去の疾病的発生状況、家畜の飼養状況、家畜衛生上の課題等に精通し、地域における家畜衛生の要であること、及び家畜の伝染性疾病の発生予防は地域の畜産振興と表裏一体であることから、これらの地域の実情に即して、柔軟に飼養衛生管理基準の遵守に関する指導等を実施する。
- (3) 市町村は、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の一端を担っているという認識の下、各地域における自衛防疫団体、協議会等の設置及び活動に関する助言等

国及び都道府県が行う家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止の施策に協力する。

- (4) 関連事業者は、自らの事業活動に起因して広域的な感染拡大が生じるリスクがあることを認識し、その事業活動に関して、車両消毒の徹底等、家畜の伝染性疾患の病原体の拡散防止措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が実施する施策に協力し、家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止の取組を主体的に実施する。
- (5) また、生産者団体に加え、管理獣医師、かかりつけの獣医師及び農業共済組合等の団体に所属する獣医師その他の職員（以下「獣医師等」という。）も、家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止の一端を担っているという認識の下、国及び都道府県が行う家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止の施策に協力し、平常時から、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について必要な助言等を行うよう努める。

III 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、ひとたび家畜の伝染性疾患が発生した場合には、近隣及び関連農場のみならず、関連事業者を含めた地域全体の経済活動に影響が及ぶという性質上、家畜の所有者は、自らその徹底に努める必要がある。また、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止の取組は、家畜の所有者等、国、都道府県、市町村、関連事業者、生産者団体、獣医師等及びその他の関係者が連携して総合的に実施していくことが重要である。このため、特に飼養衛生管理に係る指導等を実施する都道府県においては、地域の家畜衛生上の課題を的確に把握し、効率的かつ計画的に指導等を実施していくことが重要である。

《A》家畜衛生の推進に係る協働体制の構築

- (1) 県は、家畜の伝染性疾患による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と協力して、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備する必要がある。
- (2) 一方、衛生管理区域出入りする者は、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者や関連事業者のほか、施設又は設備の施工業者、水道、電気、ガス等の管理業者、郵便業者、宅配業者等多岐にわたる中、家畜の伝染性疾患の病原体は、一般に目に見えず感染した動物も明確な症状を呈するとは限らないこと、わずかな数でも感染が成立すること等から人の出入りと病原体の侵入との因果関係が把握され難く、これらの関係者にも家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止の取組へ協力してもらうことが不可欠となっているが、当該関係者に防疫対策に関する正しい理解が浸透しているとは言えない。

(3) このため、家畜の所有者及び飼養衛生管理者（以下「家畜の所有者等」という。）に対して指導を行う各主体は、相互に連携を図りながら、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、人材の養成及び確保、迅速かつ的確な連絡体制の整備のための、協働体制の構築に取り組むことが重要である。

（B）家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止のための備え

- (1) 県は、家畜の所有者等及び関連事業者に対して家畜ごとに定められた飼養衛生管理基準の内容の普及を図るとともに、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を把握し、遵守が不十分であると認められる場合は、指導等を実施する必要がある。特に、家畜の所有者等に対し、言語によるコミュニケーションに配慮を要し、外国からの食品等の輸入が多い外国人を含む従業員への畜産物の輸入規制の遵守及び早期通報体制の確実な整備を徹底させることが重要である。また、県は、平常時から家畜の所有者等との連絡体制を確保し、疾病発生時の対応の周知に努めるとともに、家畜の伝染性疾患の発生を想定した訓練を行うことにより、現場に効果的かつ効率的に飼養衛生管理基準の再徹底を実施できる体制を整備する必要がある。
- (2) 市町村及び生産者団体等は、家畜の所有者等との関係構築に努め、最新の家畜衛生に関する情報の共有及び家畜の飼養農場に関する情報の収集を行う体制を整備することが重要である。
- (3) 獣医師等は、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引き等を活用して、定期的に指導力の強化に取り組むとともに、家畜の伝染性疾患に関する充分な知識を修得し、疾患の早期発見に努めることが必要である。
- (4) 家畜の所有者等は、飼養衛生管理上の基本的備えとして、以下の取組を実践することが特に重要である。

【必ず実施すべき事項】

- ① 家畜の伝染性疾患予防の専門家の意見を反映させた飼養衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理区域に立ち入る全ての従事者等（衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者その他当該衛生管理区域に出入りする者をいう。以下同じ。）が当該マニュアルの内容を遵守するよう看板の設置その他の必要な措置を講ずる。
- ② 従事者等以外の者が衛生管理区域内へ立ち入らないよう、境界の明確化及び侵入防止対策を講ずるとともに、立ち入った者の管理台帳への記録を確実に実施させる。

- ③ 衛生管理区域出入りする者に対し、衛生管理区域の出入口において、衛生管理区域専用の衣類及び靴への更衣並びに手指の洗浄及び消毒等を確実に実施させる。
- ④ 衛生管理区域に車両を出し入れする者に対し、衛生管理区域の出入口において、車両の消毒とともに、車内における交差汚染防止対策を確実に実施させる。
- ⑤ 畜舎等出入りする者に対し、畜舎等の出入口において、畜種ごとの飼養衛生管理基準の規定に応じた畜舎等専用の衣服及び靴への更衣並びに手指の洗浄及び消毒等を確実に実施させる。
- ⑥ 衛生管理区域内において、資材、機材等の整理整頓及び不要物の処分を行う。

【実施が推奨される事項】

- ⑦ メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び都道府県から発信される家畜衛生に関する情報を適時把握できる環境を整備する。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。
- ⑧ 家畜の伝染性疾病の発生リスクが高まった場合に備え、家畜の飼養農場で実施すべき対応を想定し、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う全従業員で平常時から訓練しておく。

（C）生産性向上を阻害する疾病的低減

家畜の所有者等は、国、都道府県、市町村及び生産者団体からの助言により、呼吸器病や下痢症、乳房炎等、致死的な症状を示さないものの、出生率や増体率の低下、乳質や乳量の減少等の生産性を阻害する疾病に対する認識や理解の向上に努め、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、異状を呈する家畜を発見した場合は、獣医師等に速やかに通報し、助言を自ら求め、原因を追及することが重要である。

（D）動物用医薬品の適正な流通・使用と薬剤耐性に対する認識の向上

- （1）抗菌剤の不適切な使用によって発生・増加する薬剤耐性菌は、畜産分野において、家畜の治療を困難とするほか、食品を介して人へと伝播し、人の感染症の治療も困難とするおそれがあり、近年、国際的に、更なる対策の強化が求められている。国及び都道府県は、このような情勢を十分に認識し、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、販売業者、獣医師、家畜の所有者等の抗菌剤の慎重使用に関する認識の向上を図り、抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な流通・使用が図られるよう監視及び指導を徹底することが必要である。

(2) 獣医師等及び家畜の所有者等は、関係法令に従い適切に動物用医薬品を使用することが必要である。特に、抗菌剤を使用する際には、適切な病性の把握と疾病の診断に基づき、薬剤感受性を把握した上で第一次選択薬から使用することが薬剤耐性対策の観点から重要である。また、抗菌剤を含む要指示医薬品について、獣医師が指示書を発行し家畜の所有者等に使用を指示する場合にあっては、都道府県は、獣医師の指示に従い要指示医薬品を使用するよう家畜の所有者等へ指導を徹底することが重要である。

(E) 野生動物への対策強化

- (1) 都道府県、市町村及び関係団体は、地域の関係者と協力し、野生動物の捕獲や、清浄性又は浸潤状況を確認するための野生動物の検査のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の適切な対策を総合的に推進することが重要である。
- (2) 家畜の所有者等は、野生動物が隠れる場所をなくすよう、衛生管理区域周囲の除草その他の必要な措置を講ずるとともに、衛生管理区域並びに畜舎及び飼料倉庫、堆肥舎等の関連施設に野生動物が侵入しないよう、防護柵、防鳥ネットの設置等、家畜の飼養農場が置かれた状況を踏まえた効果的な対策を講ずることが重要である。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

- (1) 県は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のためには、飼養衛生管理や家畜伝染病の早期発見及び早期通報が不可欠であること、また、法第2条の2において「家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有している」と規定されていることを踏まえ、家畜の所有者により選任され、家畜と毎日接する飼養衛生管理者が、飼養する家畜の飼養衛生管理について、農場ごとに作成する衛生管理マニュアルも踏まえ、少なくとも年1回以上、自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有するよう指導等を行う。
- (2) 県は、法第12条の3の4に基づく飼養衛生管理指導等計画（以下「指導計画」という。）を定め、原則として3年ごとに見直しを行う。指導計画の規定事項のうち、特に「重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項」については、家畜の種類ごとに当該事項を明らかにするとともに、それぞれ指導等に必要な期間及びその理由を明らかにする。また、原則として3年間の計画期間中に、県内の全農場における必要な指導等が完了するよう、地域ごとの家畜の飼養農場数、家畜の飼養状況、指導等の進捗状況等を踏まえ、毎年度、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、地域及び重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項並びにその理由（以下「優先事項等」という。）を定め、地域の関係者の連携した防疫活動の実施等に資するため、別途公表する。また、指導計画の策定及び見直しに当たっては、指導計画の実施に係る年度ごとのスケジュール（以下「年間

指導スケジュール」という。)を3年分作成し、以降、毎年度、必要に応じて見直しを行う。

- (3) 県は、毎年、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が別途示す様式を使用し、確認を行う。その際、飼養衛生管理者が法第12条の4による定期報告等として行う自己点検の結果も併せて確認する。当該確認の結果、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分である場合等、衛生管理の改善のために必要と考えられる場合は、法第12条の5及び第12条の6の指導及び助言並びに勧告等を実施する。また、県は、自己点検の方法等についても、必要な助言等を行う。
- (4) 県は、(3)の確認を立入りにより行うことが望ましいが、従前の遵守状況、指導等の経過等を考慮し、必ずしも家畜防疫員の指導等が必要ないと考えられる場合は、電話、写真、動画等又は市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等の農場立入時の情報収集に基づき確認を行うことを可とする。ただし、計画期間中、全ての農場に少なくとも1回は、家畜防疫員が立入りを行う。
- (5) (4)の立入りの対象となる農場について、牛等飼養農場は3年間に1回の立入りにより遵守状況の確認を行う。愛玩飼養を除く豚等飼養農場及び家きん飼養農場は1年に1回の立入りにより遵守状況の確認を行う。馬飼養農場は繁殖農場を対象とし、3年間に1回の立入りにより遵守状況の確認を行う。なお、立入り対象外の飼養場についても情報提供等を通じて指導等を行う。
- (6) 県は、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等による情報収集を行おうとする場合は、必要な知識・技術の習得・向上に関する研修等を実施することとする。なお、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等は、(4)の情報収集の際、自己点検の方法等について、国又は県が作成するパンフレット等の必要な案内、進言等を行うことができる。
- (7) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導等については、指導計画及び(2)により公表した優先事項等に即して、計画的に実施するよう努めることとする。なお、(3)及び(4)の結果、家畜の伝染性疾患の発生状況、新たに優先的に指導等を行うべき家畜の種類、地域、項目等が判明した場合には、県は、優先事項等を変更することができる。
- (8) また、県、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等は、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止に係る措置について相互に連携するため、協議会等の設置を進めるとともに、家畜の所有者等による自主的取組を助長するため、必要な助言及び指導を行う。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病的発生の状況及び動向を把握するため必要な情報の収集に関する事項

I 実施方針

(1) 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病的発生の状況及び動向に係る情報収集については、迅速な指導等を通じて家畜の伝染性疾病的発生を予防するために重要である。

このため、県は、平常時から各家畜の飼養農場における家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する情報収集を行うとともに、家畜の伝染性疾病的発生の状況及び動向を把握するため必要な情報の収集として、国が示す方針等に基づき、サーベイランスを実施する。（参考2）

(2) また、県は、こうした全国的サーベイランスの実施に加え、各地域における地理的状況や監視伝染病の流行状況等を踏まえ、地域的サーベイランスを実施する。

さらに、野生動物が感染源及び感染拡大の主要な要因となるASF及びCSFについては、県は、防疫指針に基づき、関係部局や獣友会等の関係団体と連携し、平常時から死亡いのししを中心としたサーベイランスを行う。

なお、これらのサーベイランスにおける具体的な対象疾病、その方法、地域設定の考え方等については、令和2年度以降、「家畜の伝染性疾病に係るサーベイランス検討会」において検討し、国が県に別途通知する。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域、時期等	実施の方法
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な徹底 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 	<p>地域 県内全域</p> <p>時期 R 3～5年度</p>	<p>県は、毎年、第一章のⅢの2により、飼養衛生管理状況の確認及び指導等を行う。確認に当たっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して適正な水準で実施する。指導に当たっては、最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準とすることを前提に、従事者等が継続的に衛生管理対策を実践できるよう労務負担やコストの低減にも配慮して行うよう努め、必要に応じて近隣農場の優良事例を紹介する等、総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。</p>
豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な徹底 ・記録の作成及び保管 ・処理済みの飼料の利用 ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 	<p>地域 県内全域</p> <p>時期 R 3～5年度</p>	<p>県は、毎年、第一章のⅢの2により、飼養衛生管理状況の確認及び指導等を行う。確認に当たっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して適正な水準で実施する。指導に当たっては、最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準とすることを前提に、従事者等が継続的に衛生管理対策を実践できるよう労務負担やコストの低減にも配慮して行うよう努め、必要に応じて近隣農場の優良事例を紹介する等、総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 		
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	<ul style="list-style-type: none"> ・家きんの所有者の責務の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 	<p>地域 県内全域 時期 R 3～5年度</p>	<p>県は、毎年、第一章のⅢの2により、飼養衛生管理状況の確認及び指導等を行う。確認に当たっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して適正な水準で実施する。指導に当たっては、最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準とすることを前提に、従事者等が継続的に衛生管理対策を実践できるよう労務負担やコストの低減にも配慮して行うよう努め、必要に応じて近隣農場の優良事例を紹介する等、総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。</p>
馬	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・記録の作成及び保管 ・器具の定期的な清掃又は消毒 	<p>地域 県内全域 時期 R 3～5年度</p>	<p>県は、毎年、第一章のⅢの2により、飼養衛生管理状況の確認及び指導等を行う。確認に当たっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して適正な水準で実施する。指導に当たっては、最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準とすることを前提に、従事者等が継続的に衛生管理対策を実践できるよう労務負担やコストの低減にも配慮して行うよう努め、必要に応じて近隣農場の優良事例を紹介する等、総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。</p>

2 各年度の優先事項等

別紙（参考1）参照

II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

県は、各主体が実施すべき下記の事項に留意して周知、指導等を行う。

- (1) 県は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとに、主要な伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路（感染方式）及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等について、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と連携して周知を図る。
- (2) 県は、家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。
- (3) 家畜の所有者等は、メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び都道府県から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境を整備する。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。また、日本語以外を母国語とする者が従事している場合は、当該言語の資料作成等により円滑な情報共有に努める。
- (4) 家畜の所有者等は、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から、各農場で取るべき対応を想定し、訓練する。
- (5) 家畜の所有者は、家畜（家きん）の死体の埋却地の確保を進める。県は、利用可能な土地に関する情報等の提供、市町村及び生産者団体と連携した利用可能な公有地の決定、焼却施設又は化製処理施設のリストアップ及び発生時の利用の調整を行う。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

(1) 家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止を地域レベルにより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考え方の下に自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むことが重要である。

(2) このため、国、県及び市町村は、相互に連携を図りながら、(1)の自主的措置に対して、国内外の家畜の伝染性疾病的発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行うとともに、求めに応じて、研修会又は講習会を開催する場合の専門家の派遣を行う。その際、特に、国は、全国の優良事例の紹介等を行うとともに、研修会又は講習会の開催等について経費の支援等の取組を促進する。

(3) また、国、県及び市町村は、各地域の生産者団体、獣医師の組織する団体、共済団体、獣友会、関連事業者等が相互に連携して、

- ① 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、都道府県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等
- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病的感染確認時における、飼養衛生管理の状況の確認や野生動物における浸潤状況調査等への協力、緊急の支援策の運営など地域における家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止に主体的に取り組むことを促すため、これらの団体による協議会等の設置を促進する。

なお、これらの協議会等は、Iの(3)により県及び関係市町村が組織する協議会等と連携又は共同で実施することが推奨される。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 都道府県の体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

(1) 家畜防疫員の確保

民間獣医師、公衆衛生分野の公務員獣医師及び退職獣医師等の家畜防疫員への任命により、家畜防疫員の確保を計画的に図るよう努める。

(2) 家畜防疫員の育成

関係都道府県及び国が組織する協議会等において、家畜防疫員に対する研修会及び講習会に関する優良事例等の情報共有を図りながら、これらの研修会等を開催するよう努める。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を飼養衛生管理者として選任するよう指導する。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

県は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上、以下の事項に関する研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導等を行う。また、家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。なお、研修会の開催のほか、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図ることも可能とする。

- ① 海外及び国内（特に当該都道府県）における家畜の伝染性疾患の発生の状況・動向
- ② 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ③ 当該都道府県の指導計画の内容
- ④ その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

（1）県は、必要に応じて、飼養衛生管理者に対し、以下の情報を直接提供する。

- ① 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾患の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は都道府県による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾患の発生状況の調査に関する事項等
- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾患の感染確認時には、当該疾患の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は都道府県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

(2) また、県は、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供に配慮し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通した情報提供等を働きかける。

III その他指導等の実施体制に関する事項

- (1) 県は、法第12条の3の4第5項に基づき指導計画を国に報告するに当たり、年間指導スケジュールを添付するものとし、国から当該指導計画の策定、変更等に係る助言があった場合は、可能な限りその助言を当該指導計画に反映させるよう努める。
- (2) 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況を、定められた様式により、4半期ごとに国へ報告する。また、法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の命令違反者を公表する場合は、定められた様式により、速やかに国へ報告するとともに、畜産課ホームページで公表する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等 の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
関東甲信 越北陸ブ ロック家 畜衛生協 議会	茨城県畜産課 栃木県畜産振興課 群馬県畜産課 埼玉県畜産安全課 千葉県畜産課 東京都食料安全課 神奈川県畜産課 新潟県畜産課 富山県農業技術課 石川県農業安全課 福井県生産振興課 山梨県畜産課 長野県園芸畜産課 静岡県畜産振興課		持ち回り	各都県における家畜衛生上の課題について 国への質問・要望事項について
県境防疫 会議①	茨城県県西家保 栃木県県南家保 群馬県東部家保 埼玉県熊谷家保 千葉県中央家保		持ち回り	各県における家畜衛生上の課題について 家畜伝染病発生時の体制について
県境防疫 会議②	茨城県鹿行家保 茨城県県南家保 千葉県北部家保 千葉県東部家保		持ち回り	各県における家畜衛生上の課題について 家畜伝染病発生時の体制について
連絡調整 会議	家保 自然保護課 地域振興事務所 健康福祉センター 畜産総合研究センタ 一 食肉衛生検査所 農業事務所 土木事務所 市町村 農業協同組合連合会	H24. 9	家保	家畜伝染病発生時の体制について

	家畜診療所 酪農協 農協 警察署			
C S F 感染拡大防止対策協議会	畜産課 猟友会 畜産協会 農業協会 自然保護課 流通販売課 農地・農村振興課 中央家保	R2. 6. 30	畜産協会	野生いのししへにおけるC S Fウイルス拡散防止対策

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- (1) 県は、A S F、口蹄疫、牛痘及び鳥インフルエンザ等の重大な伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき、C S Fに加え、A S F、口蹄疫、牛痘及び鳥インフルエンザ等について適切にサーベイランスを実施するとともに、周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。
- (2) その際、県は、現に近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、第二章のIIIの(2)のとおり、法第34条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。
- (3) また、県は、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、管轄家畜保健衛生所の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について周知する。

III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- (1) 法においては、家畜の飼養に係る用途にかかわらず、法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務がある。このため、通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）についても、その定期的・計画的な指導等が必要である。

(2) 県は、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点を明示的に指導等を行う。

また、動物園等を対象に指導等を行う場合には、畜産部局以外の関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、適切に連携して行う。

(参考1) 各年度における優先事項等

令和3年度

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛	・マニュアル作成 ・人・車の消毒 ・更衣・靴の交換	県内全域	農場間伝播及び農場への侵入リスクの管理	R3.4～R4.3
豚	・防護柵 ・防鳥ネット	県内全域	豚熱のリスクへの対応	R3.4～R4.3
家きん	・マニュアル作成 ・防鳥ネット	県内全域	鳥インフルエンザのリスクへの対応	R3.4～R4.3

令和4年度

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛	・人・車の消毒 ・更衣・靴の交換	県内全域	農場間伝播及び農場への侵入リスクの管理	R4.4～R5.3
豚	・防護柵 ・防鳥ネット	県内全域	豚熱のリスクへの対応	R4.4～R5.3
家きん	・防鳥ネット	県内全域	鳥インフルエンザのリスクへの対応	R4.4～R5.3

令和5年度

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛	・人・車の消毒 ・更衣・靴の交換	県内全域	農場間伝播及び農場への侵入リスクの管理	R5.4～R6.3
豚	・防護柵 ・防鳥ネット	県内全域	豚熱のリスクへの対応	R5.4～R6.3
家きん	・防鳥ネット	県内全域	鳥インフルエンザのリスクへの対応	R5.4～R6.3

(参考2) 令和3年度 サーベイランススケジュール

家畜区分	対象疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	ヨーネ病	清浄性確認	県下 全域	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	乳用牛 及び 肉用繁殖牛	①抗体検査 (ELISA) ②PCR ③細菌分離培養
牛	結核病	清浄性確認	県下 全域	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	乳用牛	①ツベルクリン皮内反応法
牛	ブルセラ症	清浄性確認	県下 全域	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	乳用牛	①急速凝集反応法 ②抗体検査 (ELISA)
牛	アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査	発生予察	県下 全域	R3. 6. 1～ R4. 11. 30	乳用牛	①抗体検査 (中和反応法)
牛	伝達性海綿状脳症	発生予防	県下 全域	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	乳用牛 及び 肉用牛	①酵素免疫測定法 (ELISA)
牛	牛ウイルス性下痢	清浄性確認	県下 全域	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	乳用牛 及び 肉用繁殖牛	①抗原検査 (ELISA) ②PCR
牛	伝染性リンパ腫	清浄性確認	県下 全域	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	乳用牛 及び 肉用繁殖牛	①抗体検査 (ELISA) ②PCR
豚	豚熱	侵入及び発生の予察	県下 全域	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	繁殖豚 及び 肥育豚	①抗体検査 (ELISA、中和反応法) ②PCR ③FA
豚	アフリ	侵入及	県下	R3. 4. 1～	繁殖豚	①PCR

	力豚熱	び発生の予察	全域	R4. 3. 31	及び 肥育豚	
豚	オ—エ スキー 病	清浄性 確認	県下 全域	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	繁殖豚 及び 肥育豚	①抗体検査（ラテックス、ELISA、中和反応法）
豚	豚繁 殖・呼 吸障害 症候群	感染豚 摘発及 び抗体 保有状 況の把 握	県下 全域	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	繁殖豚 及び 肥育豚	①抗体検査（ELISA 法）
いのし し	豚熱	侵入及 び発生 の予察	県下 全域	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	野生いのし し	①抗体検査（ELISA 法） ②PCR ③FA
いのし し	アフリ カ力豚熱	侵入及 び発生 の予察	県下 全域	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	野生いのし し	①PCR
鶏	ひな白 痢	感染鶏 群摘発	県下 全域	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	種鶏	①急速凝集反応法
鶏	高病原 性鳥イ ンフル エンザ	発生 予察	県下 全域	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	採卵鶏 及び 肉養鶏	①抗体検査（ELISA、ゲル内沈降反応） ②ウイルス分離
馬	馬伝染 性貧血	清浄性 確認	県下 全域	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	軽種馬	①寒天ゲル内沈降反応法
めん羊 山羊	伝達性 海綿状 脳症	発生 予防	県下 全域	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	めん羊 及び 山羊	①ウエスタンブロット法 ②免疫組織学的検査
みつば ち	腐蛆病	清浄性 確認	県下 全域	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	みつばち	①臨床検査 ②細菌検査